

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年8月3日	YiYi 株式会社(法人番号 5120001268636) 代表者 張 月	大阪府大阪市西淀川区姫 島5丁目11番27号	本社営業所	大阪府大阪市西淀川区大和田3丁目9番 4号	輸送施設の使用停止(140 日車)	道路運送法(以下「法」)第 20条及び法第27条第3項	令和8年2月13日及び同年3月3日、新規許可を端 緒として監査を実施。3件の違反が認められた。 (1)営業区域外旅客運送(法第20条)、(2)点呼の 記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運 送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5 項)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動 車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に よる運転者に対する指導監督義務違反【一部不適 切】(運輸規則第38条第1項)	14	14
令和8年8月5日	三木商事 株式会社(法人番号 4120001211349) 代表者 張 福森	大阪府大阪市西成区旭3 丁目9番18号	本社営業所	大阪府大阪市西成区旭三丁目9-18	輸送施設の使用停止(50日 車)	道路運送法(以下「法」)第 20条及び法第27条第3項	令和7年9月11日、同年9月25日及び同年12月17 日、新規許可を端緒として監査を実施。6件の違反 が認められた。(1)営業区域外旅客運送(法第20 条)、(2)疾病、疲労等のおそれのある運行の業 務【未受診】(旅客自動車運送事業運輸規則(以 下「運輸規則」)第21条第5項)、(3)点呼の実施義 務違反【未実施】(運輸規則第24条第1項、第2 項)、(4)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】 (運輸規則第24条第5項)、(5)乗務員等台帳の作 成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸 規則第37条第1項)、(6)「旅客自動車運送事業者 が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び 監督の指針」による運転者に対する特別な指導及 び適性診断受診義務違反【特別な指導の実施状 況】(運輸規則第38条第2項)	5	5
令和8年8月5日	有限会社 ディアモンド(法人番号 2140002015006) 代表者 村田 裕 亮	兵庫県神戸市須磨区妙法 寺字上野路1068	本社営業所	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字上野路 1068	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(駐車違反)が過去1年以内 に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」による運転者に対する指導監督義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	5	0
令和8年8月12日	銀鈴タクシー 株式会社(法人番号 5130001010451) 代表者 桑田 佳 幸	京都府京都市南区上鳥羽 南鉾立町27	本社営業所	京都府京都市南区上鳥羽南鉾立町27	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(駐車違反)が過去1年以内 に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」による運転者に対する指導監督義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年8月17日	朝日自動車第二 株式会社(法人番 号2120001247436) 代表者 村田 裕亮	大阪府大阪市住之江区新 北島八丁目2番70号	本社営業所	大阪府堺市南区稲葉1丁3020番地の1	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年6月8日及び同年6月29日、事故を引き起 こしたことを端緒として監査を実施。2件の違反が 認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業 用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の 指針」による運転者に対する指導監督義務違反 【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則 (以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)運転者に 対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義 務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第 1項)	0	0
令和8年8月20日	藤田 勝好	大阪府大阪市	—	大阪府大阪市	輸送施設の使用停止(44日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和8年1月23日、苦情を端緒として調査を実施。1 件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反 (法第13条)	5	5
令和8年8月25日	東洋タクシー 株式会社(法人番号 5140001014609) 代表者 橋 信之	兵庫県神戸市兵庫区三川 口町2丁目5番地24号	本社営業所	兵庫県神戸市兵庫区三川口町2丁目5番 地24号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(駐車違反)が過去1年以内 に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」による運転者に対する指導監督義務違反 (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年8月25日	有限会社 浜の宮タクシー(法人番号 4140002036470) 代表者 高木 学	兵庫県加古川市尾上町口 里字中宮51番地74号	本店営業所	兵庫県加古川市尾上町長田246番地の 1	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(その他道路交通法の違反行 為)が過去1年以内に3件に達した。(1)「旅客自動 車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して 行う指導及び監督の指針」による運転者に対する 指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規 則第38条第1項)	0	0
令和8年8月25日	文化タクシー 株式会社(法人番号 9140001027409) 代表者 枝松 計 尚	兵庫県神戸市長田区浜添 通6丁目1番37号	本社営業所	兵庫県神戸市長田区浜添通6丁目1番 37号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(最高速度違反)が過去1年以 内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が 事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監 督の指針」による運転者に対する指導監督義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年8月26日	八光第一交通株式会社(法人番号 3130001049913) 代表者 北浦 歳 彦	京都府京都市南区久世上 久世町502-3	本社営業所	京都府京都市南区久世上久世町502-3	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年5月20日、事故を引き起こしたことを端緒 として監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導及び監督に係る記録の作 成・保存義務違反【記録】(旅客自動車運送事業 運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年8月27日	オリエンタルタクシー 株式会社(法 人番号3140001003159) 代表者 金 子 健作	兵庫県神戸市東灘区御影 石町3丁目12番20号	本社営業所	兵庫県神戸市東灘区御影石町3丁目12 番地20号	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(最高速度違反)が過去1年以 内に3件に達した。(1)「旅客自動車運送事業者が 事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監 督の指針」による運転者に対する指導監督義務違 反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0